

校 訓

自主 練磨 敬愛

・自主とは…理想に向かって努力を
継続すること。

・練磨とは…支え合い高め合う仲間
づくりをすること。

・敬愛とは…違いを認め思いやりの
心を大切にすること。

——この手帳は——

- (1) 玉島北中学校生徒としての自覚と誇りを保つためにいつも所持しましょう。
- (2) 中学生としての生活を自主的に計画し研究し、反省するために使いましょう。
- (3) 一年間の学校生活を記録し卒業後学校生活を回顧するために長く保存しましょう。



目 次

校 歌	4
生徒会スローガン	5
身なり・服装に関する事	6
学校生活のきまり	8
校外生活上の注意	10
通学に関する事	12
特別警報（大雨・暴風）・暴風警報・警戒レベル4 「避難指示」等発令時などの対応について	15
生徒会規約	17
生徒会会計執行に関する細則	21
生徒会組織図	22
専門委員会についての細則	23
生徒会選挙規定	24

玉島北中学校校歌

(旋律) 新田左武郎 作詞
森 豊 幸 作曲

希望ゆたかに ♩=112くらい



三

二

一

その名ゆかしき 玉島の
高きほこりの 学園に
集う我らの まゆ若く
誠の道を 進み行く
おおはえあれ 我らの中学校

ももの花咲く 丘の上
友と未来を 語らえば
我らはぐくむ 学園の
清き心の 鐘が鳴る
おおはえあれ 我らの中学校

はるかに仰ぐ 遥照に
我らの希望 はばたけば
雲が流るる 学園の
新たな世界 ひらけ行く
おおはえあれ 我らの中学校

玉島北中学校

生徒会スローガン

自分を大切に
友を大切に
毎日を大切に

輝け！玉北
磨こう、われらの力で

身なり・服装に関すること

◎頭髪

中学生らしく、自然で、清潔な髪型にしよう。

- ・整髪料は使用しない。
- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・長い髪は耳より低い位置で、1つくりか2つくりにする。三つ編みにしてもよい。(くくる場合は根元でくくる)
- ・ゴムや髪留めは黒を基調としたものにし、過度に使用しないようにする。

◎制服

夏服：白・半袖または長袖のカッターシャツ、カッターブラウス、学校指定のポロシャツ

冬服：本校規定のブレザー

パンツ・スカートについては規定のものであれば可

制服の下は、夏服を着用

- ・ソックスは白、黒、紺(くるぶしより上の単色のロゴは可、ラインは不可)
- ・ベルトは黒か茶でシンプルなもの(柄のないもの)
- ・下着(上部)は無地の白、ベージュ、グレーでシャツに透けないもの

◎防寒着・防寒具

- ・寒い場合は、黒・紺などの地味で無地のセーター、トレーナー等を冬服の下に着用してもよい(フードつきの服は不可)
- ・手袋、マフラー、ネックウォーマーは着用してもよい(校舎内ではとること)

・登下校・部活動時は、規定のウインドブレーカー(購買で販売しているもの)を着用してもよい

◎カバン

規定のもの(目印のためのアクセサリは1つまで可)

◎ナップサック

規定のもの(アクセサリは不可)

◎通学用靴

白の運動靴(かかとの部分に記名)

学校生活のきまり

- 1 朝は余裕をもって登校し、8時20分には着席しよう。(8時25分に出欠を確認します。
8時35分から朝読書に無言で取り組もう。(朝読書用の本は各自で用意しましょう。)
※欠席や遅刻をするときは、保護者の方に8時までに学校に連絡してもらいましょう。
- 2 次の活動を常に頭に入れておき、移動教室を速やかにしよう。
時間を守り、チャイム着席をしよう。
5校時の始まり5分前の予鈴で教室に入ろう。
- 3 放課後の施設利用は、指示があって許可された人(部活動や委員会活動など)以外できません。メディアセンターを利用した人も16時45分までに下校しよう。
- 4 中学生として、落ち着いた行動をとり、けじめのある態度で生活しよう。他人の迷惑にならないように、校舎内で暴れたり、走ったりしないようにしよう。
- 5 他のクラスのホームベイに勝手に入ったり、他人のロッカーを勝手に開けたりしないようにしよう。
- 6 タブレット、図書、机、椅子などの備品や設備を大切に使おう。
- 7 カバンやナップサック、体操服などの私物は、ホームベイのロッカーに整理して置こう。
- 8 上ばき、下ばき、体育館シューズの区別をつけよう。
- 9 非常階段は、非常時以外は使用しないので、かぎ

- を開けないようにしよう。また排煙ボタンや天窓用ハンドル等に勝手にさわらないようにしよう。
- 10 清掃場所へ速やかに移動し、時間いっぱい清掃しよう。また普段からごみを出さないようにし、環境美化に心がけよう。
 - 11 交通ルールやマナーを守り、決められた通学路を通して安全に登下校しよう。校内では自転車を降りて押すようにしよう。
 - 12 気持ちのよいあいさつや会釈を、進んで誰にでもしよう。
 - 13 携帯電話(スマートフォン等)の学校への持ち込みおよび使用は原則禁止です。

校外生活上の注意

- 1 喫煙、万引き、無免許運転など法律や条令で禁止されている行為は絶対しない。
- 2 外出するときは、行き先・帰宅時間を家の人に知らせ、暗くなる前には帰宅する。
夜間の外出には十分注意する。
- 3 中学生らしく華美でない服装を心がける。
- 4 単独及びグループでの外泊（友人宅など）はしない。
- 5 遊技場（ゲームコーナー、カラオケボックス、ボーリング場、インターネットカフェ等）への出入りは保護者、または、これに準ずる者の同伴を原則とする。
- 6 交通事故には十分気をつけ、安全を確認し、部活動等で学校に来る場合も自転車通学のきまり（ヘルメット着用など）に従う。
- 7 不審者を見かけたり、被害に遭いそうになったりしたときは、大声を上げたり、近所の家に逃げ込んだりして、警察に通報する。また、学校へも必ず連絡する。
- 8 携帯電話（スマートフォン等）やインターネットを使用するときには、家の人と約束を決め、情報モラルを守る。

通学に関すること

通学に関すること

徒歩通学を原則とする地域

原則、玉島長尾の一部、新倉敷駅前、
玉島爪崎、玉島八島

※詳細は別途連絡する。

通学用自転車の規定

- (1) 自転車の色は中学生らしい派手でないものとする。

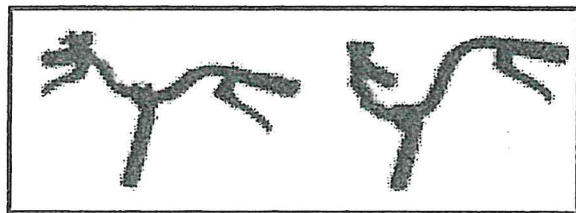
(白・黒・紺・シルバー系が望ましい。)

- (2) 変速機を取り付ける場合は6段変速までとする。

- (3) 安全なハンドルとする。

(カマキリハンドル、アップハンドル、バーハンドル、ドロップハンドルなどは、使用を認めない。)

許可しているハンドル



- (4) スタンドは両立スタンドに限る。
- (5) 不必要な付属品（サイドバッグ、ハブステップなど）や、不必要なシールをつけない。
- (6) 安全のための装置（ブレーキ、ヘッドランプ、夜光テープ、ベル、鍵）などが整備されている。

- (7) 荷台は必ずつける。(荷物をのせ、荷ひもでしっかり固定してください。)

- (8) 必ず整備・点検を受ける。

- (9) マウンテンバイクは、通学には認めない。

- (10) 通学カバンは荷台にひもでくるか、背負うこととする。

- (11) 通学上の注意（道路交通法を守る）

- ① 学校で定められたヘルメットをきちんとかぶる。

- ② 二人乗りをしない。

- ③ 並進をしない。

- ④ 道路の左側を通行する。

- ⑤ 通学路を通過して登校する。

- ⑥ 日没後、ライトと夜光ダスキを必ずつける。

(10月～2月)

- ⑦ 指定の自転車置き場に置く。

- ⑧ 校内では自転車にのらない。

※以上のことを守れない場合、自転車通学禁止となることがある。また、違反したまま校内外に駐輪する場合、学校で自転車を預かることがある。

月 日	指 導 事 項	印
4 /	交通教室 自転車整備	
/		
/		
/		
/		
/		
/		

特別警報（大雨・暴風）・暴風警報・警戒レベル4「避難指示」等発令時などの対応について

- 午前6時の時点で、
特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、暴風警報（冬季の暴風雪警報も同様）、警戒レベル4「避難指示」が、学校所在地（玉島八島）において、発令されているときは、臨時休業とします。
◇上記、特別警報や暴風警報、避難指示が発令されていないときは、登校します。ただし、河川の異常増水や土砂崩れ、雷等危険な場合、保護者の判断により登校を見合わせた方が良いと判断された時は、中学校まで連絡をお願いいたします。欠席・遅刻の扱いをしません。（電話：526・3000）
 - 臨時休業になった場合、家庭学習となります。外出せず、テレビ・インターネット・ラジオ等の情報にも注意しましょう。
 - 登校中もしくは登校後に発令された場合は、安全を確保した上で、できるだけ早く下校させます。
 - 土・日曜日の部活動について
上記に準じます。練習試合を含め活動は中止です。公式試合がある場合は、顧問の先生の指示に従ってください。
- ※ 雪に関する警報について
暴風雪警報・暴風警報が発令されておらず、大雪警報が発令されているときは安全を確認して登校しましょう。なお、通学路が通行不能な場合や非常に危険な場合は、学校に連絡して指示を受けてくださ

い。

<お願い>

「臨時休業」については、保護者連絡帳等でお知らせします。回線を確保するため、電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

生徒会規約

第1章 名称および組織

第1条 本会は玉島北中学校生徒会と称する。

第2条 本会は玉島北中学校生徒で組織する。

第3条 本会の本部は玉島北中学校内におく。

第2章 目的

第4条 本会は先生方の助言と指導のもとに生徒の自主活動および自主的学習を盛んにし、各自の能力に応じ全員協力して民主的学校生活を推進することを目的とする。

第3章 機関

第5条 本会には次の機関をおく。

1. 生徒総会
2. 全校学級委員会
3. 執行委員会
4. 専門委員長会
5. 各専門委員会
6. 部長会
7. 各学級
8. 選挙管理委員会

第6条 生徒総会は本会の最高意思決定機関で毎年1回以上開く。また全校学級委員会の要求があった場合生徒会長がこれを召集する。

第7条 生徒総会では次のことを審議・議決する。

1. 会則の決定ならびに変更
2. 予算決算の承認
3. 年間活動計画
4. その他の重要事項

第8条 全校学級委員会は生徒総会に次ぐ議決機関であり、各学級から選出された学級委員2名をもって構成し、執行委員会が必要と認めた時、あるいは全校学級委員の3分の1以上の要求があったとき会長がこれを召集する。

第9条 全校学級委員会は次のことを審議・議決する。

1. 予算決算の承認
2. 細則の決定ならびに変更
3. 各委員会から提出された事項
4. その他

第10条 全校学級委員会が議決し得ない事項、あるいは全校学級委員会が必要と認めた事項はこれを生徒総会に生徒会長を経て提出する。

第11条 執行委員会は生徒会長・副会長・書記・会計専門委員長・部長会会長をもって構成する。ただし、生徒会長の要請または、許可により執行委員外のものに参加させ、意見をきくこともできる。

第12条 執行委員会は次のことを協議し執行する。

1. 議決機関から与えられた事項
2. 総会ならびに全校学級委員会に提出する議案の作成
3. 生徒集会の運営
4. その他緊急事項の処理に関する事。ただし次の全校学級委員会において必ず承認を得なければならぬ。

第13条 執行委員会の任務遂行のための補佐機関としてその下に専門委員会を設ける。

第14条 専門委員会は各学級より選出された委員をもつ

て構成し、その種類と活動内容については、別に細則を定める。

第15条 部長会は各部の長をもって構成し、部活動に関する事項について協議する。

第16条 部活動については別に細則を設ける。

第17条 学級はクラス全員をもって構成する。

第18条 学級で決議されたもののうち必要と認められる事項は学級委員または専門委員を通じて全校学級委員会あるいは専門委員会に提出することができる。

第19条 生徒総会および全校学級委員会はそれぞれ会員または委員の3分の2以上の出席がなければ議決することはできない。議決は出席者の過半数で決ま可否同数のときは議長がきめる。

第4章 役員

第20条 本会には次の役員をおく。

会長(1)、副会長(2)、書記(2)、会計(2)

ただし、書記と会計は各学年より1名ずつとする。

第21条 会長は本会を代表しその会務を総理する。

第22条 副会長は会長を助け会長が不在のときはその職務を代行する。

第23条 会計は生徒会会計に関する事務を行い書記は本会に必要ないっさいの記録を整える。

第24条 会長・副会長・会計・書記は選挙によって選ぶ。選挙に関する規定は別に定める。

第25条 会長・副会長・会計・書記は学級委員を兼ねてはならない。

第5章 選挙

第26条 すべての会員は、役員の選挙権および被選挙

権を有する。

第27条 役員の任期は1ヶ年とし、再選をさまたげない。

第28条 選挙は原則として、10月におこなう。

第29条 役員に欠員の生じた場合、その補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 計

第30条 本会の経費は次の会費および他の収入による。

1. 会 費 会員より5月、8月、12月、1月に分割徴収する。
2. 臨時費 臨時に必要なに応じて徴収する。
3. 納入の会費は返却しない。

第31条 会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

第32条 予算決算は全校学級委員会の審議を経たあと総会の承認を得なければならない。

第7章 顧 問

第33条 本会には若干名の顧問の先生をおく。

第34条 専門委員会、部長会には顧問の先生をおく。

第8章 最終決定権

第35条 本会の権限の行使については、すべて学校長の承認を得なければならない。

第9章 補 則

第36条 本会会則施行に必要な細則は、別にこれを定める。

第37条 本会会則は昭和55年4月から効力を発する。
本会会則は平成30年5月2日一部改正する。第20条

生徒会会計執行に関する細則

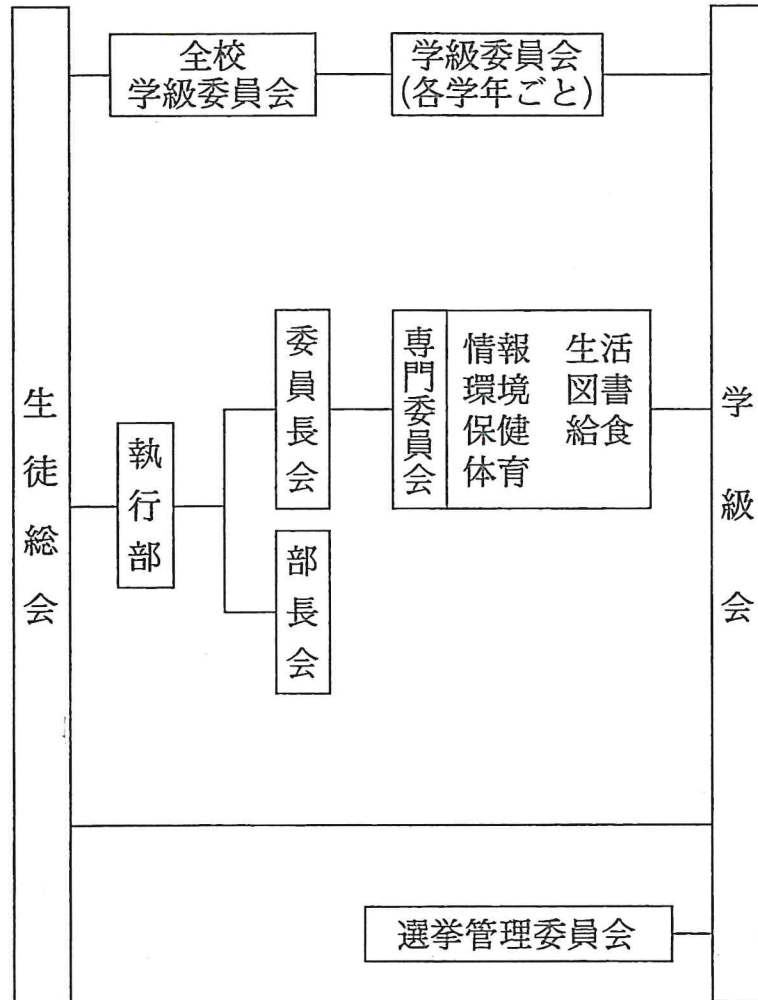
I 選手派遣費の執行について

第1条 公式の試合（活動）の選手派遣費及び参加費については、必要最少の半額を支給することを原則とする。

第2条 市ならびに県を代表し多額の経費を要する場合は別に考慮する。

第3条 この細則は昭和52年4月1日より実施する。

生徒会組織図



専門委員会についての細則

第1条 この細則は、玉島北中学校生徒会規約第14条に基づき設置される専門委員会に適用される。

第2条 専門委員会は次のとおりとする。

- (1) 生活委員会 (2) 情報委員会 (3) 図書委員会
(4) 体育委員会 (5) 環境委員会 (6) 保健委員会
(7) 給食委員会

第3条 生活委員会は、生徒の学校生活を向上させるための活動をおこなう。

第4条 情報委員会は、報道に関する活動をおこなう。

第5条 図書委員会は、読書生活向上のための活動をおこなう。

第6条 体育委員会は、体育行事やレクリエーションに関する活動をおこなう。

第7条 環境委員会は、学校の環境美化や緑化に関する活動をおこなう。

第8条 保健委員会は、生徒の健康を維持増進するための活動をおこなう。

第9条 給食委員会は、給食に関する活動をおこなう。

第10条 専門委員の選出は、原則として4月と10月におこなう。

第11条 任期は半ヶ年とする。ただし、任期満了した時といえども、次期委員が就任するまでは、その任務を引き続き遂行する。

第12条 この規定は、全校学級委員会の議決をもって効力を有する。

則 付

第13条 この規定は、平成9年4月1日より実施する。

生徒会選挙規定

第1条 この選挙規定は玉島北中学校生徒会規約第26条に基づく会長・副会長・会計・書記の選挙に適用する。

第2条 選挙事務を処理するため選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、各学年の各学級より1名ずつ選ばれた選挙管理委員によって構成される。

第4条 選挙管理委員会は、互選により1名の委員長と1名の副委員長をおく。

第5条 選挙管理委員会は次のことを行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 立候補者の受付と発表
- (3) 立会演説会の開催と運営
- (4) 投票事務および開票
- (5) 当選の確認と発表
- (6) その他選挙管理に必要な事項

第6条 立候補者は本会に所属している者に限られ立候補者の責任者は定められた様式による立候補届に所定事項を記入し、届け出なければならない。重複して立候補はできない。

第7条 選挙ポスターは、字体・色彩には制限がない。ただし、生徒会印のないものは無効とする。

第8条 選挙人は本会に籍をおく者全員とし、所定の投票用紙に必要事項を記入して投票する。

第9条 会長1名・副会長男女各1名・会計1、2年生より各学年1名・書記1、2年生より各学年1名を高得票者順に当選者とする。得票同数の場合は再

選挙とする。

第10条 投票の無効有効の認定は、選挙管理委員会が決定する。

第11条 この規定は全校学級委員会の議によらなければ変更することができない。

付 則

この規定は昭和52年10月5日より実施する。

この規定は平成30年5月2日一部改正する。第9条

いきいきパスポート

私たちの郷土「倉敷」には、楽しく学習できるすばらしい施設がたくさんあります。

生徒手帳・生徒証明書カード等を提示すると掲載施設をいつでも無料で利用できます。

次の約束を守って、有効に利用してください。

約束ごと

☆利用の仕方

入口で生徒手帳・生徒証明書カード等を見せ、名簿に氏名・学校等を記入して入館してください。

☆注 意

- 1 他の人に迷惑をかけないようにしましょう。
- 2 施設や展示物を大切にしましょう。
- 3 行き帰りの交通事故に気をつけましょう。

※ 掲載している開館時間・休館日・料金等は、令和7年11月末現在のものです。料金は、いきいきパスポートを利用しない場合の通常料金を記載しています。

倉敷地区

◎自然史博物館（中央2-6-1） ☎425-6037

開館時間 9：00～17：15（入館は16：45まで）

休 館 日 月曜日（祝日又は振替休日の場合は、その翌日）、12月28日～1月4日

料 金 大学生50円、一般150円、高校生以下無料

◎倉敷市立美術館（中央2-6-1） ☎425-6034

開館時間 9：00～17：15（入館は16：45まで）

休 館 日 月曜日（祝日又は振替休日の場合は、その翌日）、12月28日～1月4日

料 金 小・中学生50円、高校生・大学生100円、一般210円（特別展は別途設定）

◎大原美術館（中央1-1-15） ☎422-0005

開館時間 9：00～17：00（入館は16：30まで）

休 館 日 月曜日（祝日開館）、詳細はホームページなどでご確認ください。

料 金 小・中学生500円、大人2,000円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人1,900円。

◎倉敷考古館（中央1-3-13）☎422-1542

開館時間 10：00～15：00

休館日 月・火・水・木曜日（祝日開館）、年末年始、詳細はホームページなどでご確認ください。

料金 小・中学生300円、大人500円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人400円。

◎倉敷民藝館（中央1-4-11）☎422-1637

開館時間 10：00～17：00（入館は16：30まで）

休館日 月曜日（祝日又は振替休日の場合は、その翌日）、12月29日～1月1日

料金 小・中学生300円、大人1,200円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、付き添い2名まで1人500円。

◎原澄治・本田實記念館【（公財）倉敷天文台内】
（中央2-19-10）☎422-4589

開館日 火・水・木曜日（但し、年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く）

※見学希望者は、事前にくらしき天文台ホームページより要申込。

料金 無料

◎大山名人記念館（中央1-18-1）☎434-0003

開館時間 9：00～17：15

休館日 水曜日（祝日の場合はその翌日）、12月29日～1月3日

料金 無料

◎磯崎眠亀記念館（茶屋町195）☎428-8515

開館時間 9：00～16：30

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月28日～1月4日、その他

料金 無料

◎倉敷市歴史民俗資料館（西中新田669）

☎422-7239

開館時間 10：00～16：00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、12月28日～1月4日、その他

料金 無料

◎国指定重要文化財大橋家住宅

（阿知3-21-31）☎422-0007

開館時間 9：00～17：00

休館日 なし（3月～11月）、金曜日（12月～2月、祝日の場合は開館）、年末年始

料金 小・中学生350円、大人550円

◎桃太郎のからくり博物館（本町5-11）

☎423-2008

開館時間 10:00～17:00 (入館は16:45まで)
休館日 無 休
料 金 幼児(5才以上)100円、小・中学生・高校生400円、大人600円

※中学生以下は要大人同伴。

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、
付き添いの大人400円。

◎川崎医科大学 現代医学教育博物館
(松島577) ☎462-1111

開館時間 9:00～16:30 (月～金曜日)
9:00～12:00 (土曜日)

※見学希望者は、必ずホームページをご確認ください。

休館日 日曜日、祝日、12月29日～1月3日、学園創立記念日(6月1日)

料 金 無 料

◎語らい座 大原本邸(国指定重要文化財旧大原家住宅)
(中央1-2-1) ☎434-6277

開館時間 9:00～17:00 (入館は16:30まで)
休館日 月曜日(祝日・振替休日開館)、年末年始、貸切等による臨時休館あり

料 金 高校生以下400円、一般500円

※いきいきパスポート又は生徒手帳等提示で、
付き添い2名まで1人400円。

◎国指定重要文化財 井上家住宅
(本町1-36) ☎422-0714

開館時間 10:00～17:00 (入館は16:30まで)
休館日 月曜日(祝日・振替休日の場合はその翌日)、年末年始
料 金 未就学児無料、小・中学生300円、
大人500円

水島地区

◎倉敷科学センター(福田町古新田940)
☎454-0300

開館時間 9:00～17:15 (入館は16:45まで)
休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、
年末年始

料 金 小・中学生
展示室100円、
プラネタリウム・
全天周映画250円

高校生
展示室100円、
プラネタリウム・
全天周映画350円

大 人
展示室410円、
プラネタリウム・
全天周映画500円

◎埋蔵文化財センター（福田町古新田940）

☎454-0600

開館時間 9:00～17:15

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
年末年始

料 金 無 料

◎薄田泣菫生家（連島町連島1284）

☎446-4830

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日、年末年始

料 金 無 料

◎環境学習センター（水島東千鳥町1-50）

☎440-5607

開館時間 9:00～17:00

休館日 土・日曜日、祝日、12月29日～
1月3日

料 金 無 料

児島地区

◎野崎家塩業歴史館（児島味野1-11-19）

☎472-2001

開館時間 9:00～16:30

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月25日～1月1日

料 金 小・中学生300円、大人500円
（土・日曜日、祝日は高校生以
下無料）

◎鷺羽山ビクターセンター

（下津井田之浦1-2）☎479-8660

開館時間 9:00～17:00（4月～9月）

9:00～16:30（10月～3月）

休館日 12月29日～1月3日

料 金 無 料

◎クルクルセンター（児島小川町3697-4）

☎470-6681

開館時間 9:00～17:15

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料 金 無 料

◎むかし下津井回船問屋（下津井1-7-23）

☎479-7890

開館時間 9：00～17：00（入館は16：30まで）

休館日 火曜日（祝日の場合は翌日）、
12月29日～1月3日

料 金 無 料

玉島地区

◎池田遙邨・坂田一男 顕彰記念室

（玉島阿賀崎1-10-1）☎526-1400

開館時間 9：00～22：00

休館日 5・8・11・2月の第4月曜日
（祝日の場合は翌日）、12月29
日～1月3日

料 金 無 料

◎玉島歴史民俗海洋資料室

（玉島阿賀崎1-10-1）☎526-1400

開館時間 9：00～22：00

休館日 5・8・11・2月の第4月曜日
（祝日の場合は翌日）、12月29
日～1月3日

料 金 無 料

◎旧柚木家住宅（西爽亭）（玉島3-8-25）

☎522-0151

開館時間 9：00～17：00

休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、
12月28日～1月4日、その他

料 金 無 料

真備地区

◎まきび記念館（真備町箭田3652-1）

☎698-7612

開館時間 10：00～16：00

休館日 月曜日（祝日の場合はその翌日）、
12月28日～1月4日、その他

料 金 無 料

◎横溝正史疎開宅（真備町岡田1546）

☎698-8558

開館時間 10：00～16：00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、そ
の他

料 金 無 料

◎真備ふるさと歴史館（真備町岡田610）

☎698-8433

開館時間 10：00～16：00

休館日 月・木・金曜日、年末年始、そ
の他

料 金 無 料

倉敷市青少年育成センター

～悩みがあるときは、相談してください～

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

☐電話相談（ヤングテレフォン）

月～金曜日 9：00～17：00

☎086-426-3741

☐メール相談（ヤングココロ）

24時間受付

（3日程度で必ず返信します。）

mail：young-kokoro@kurashiki-oky.ed.jp

☐来所相談（要予約） 9：00～17：00